

高等学校等就学支援金新規・継続手続きについて

1 提出書類等

(1) 個人番号（マイナンバー）を提出した方で、紙で申請する方

◆提出書類◆

封筒に入れて厳封の上、生徒（申請者）がクラス担任に手渡してください。

※提出する際の封筒は保護者の方がご用意ください。

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

②「高等学校等就学支援金収入状況届出書（2回目以降）（マイナンバー申請用）」【該当者のみ】

・前回申請時から保護者等に変更があった方（養子縁組による親権者の追加等）は、裏面に変更後の保護者等を記入してください。

・前回申請時から住民票（課税地）の所在市町村に変更があった方は、裏面に変更後の住民票（課税地）の所在地を記入してください。

（R5. 1. 1現在の住民票所在地がR4. 1. 1時点と違う場合は該当）

③「所得に関する書類 <個人番号カードの写し等>」【該当者のみ】

・「個人番号カード（写）等貼付台紙」にコピーを貼付けて提出願います。

既にマイナンバーを提出されている方は不要です。

・養子縁組により親権者1名から2名になる場合は、新しく親権者となった方のマイナンバーを提出してください。既に提出されている一方の親権者のマイナンバーの再提出は不要です。

(2)

I 令和5年7月から新規でマイナンバーを提出し、新規で受給資格認定申請を行う方（新規）

II 前回の申請で課税証明書等を提出したが、今回の届出からマイナンバーを提出する方

III 前回の申請時に不認定となり、今回再申請をする方（新規）

◆提出書類◆

配付の封筒に入れて厳封の上、生徒（申請者）がクラス担任に手渡してください。

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

②「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（マイナンバー申請用）」

I 新規申請の方、III 再申請する方：受給資格認定申請（初回時）にチェック

II 課税証明書からマイナンバーへ変更の方：収入状況届出書（2回目以降）にチェック

③「所得に関する書類 <個人番号カードの写し等>」【該当者のみ】

・「個人番号カード（写）等貼付台紙」にコピーを貼付けて提出願います。ただし、再申請の方で前回申請時にマイナンバーを提出している場合は、提出は不要です。

・親権者2名（父母）の場合は、一方が控除対象配偶者であっても、両親分のマイナンバーを提出願います。（控除対象配偶者分のマイナンバーの省略はできません。）

(3)

I 前回の申請で課税証明書等を提出し、今回の届出に課税証明書等を提出する方

II 令和5年7月から新規で課税証明書等を提出し、受給資格認定申請を行う方

◆提出書類◆

配付の封筒に入れて厳封の上、事務室に直接持参するか、事務室あてに郵送提出願います。

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

②「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(課税証明書等提出用)」

I 前回も今回も課税証明書を提出する方：収入状況届出書(2回目以降)にチェック

II 新規申請の方：受給資格認定申請(初回時)にチェック

③「所得に関する書類(下記のア、イの両方又はウを提出)」【必須】

ア 「令和5年度住民税(非)課税証明書」(令和4年1月1日～令和4年12月31日分の所得)

イ 「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」

(市町村の窓口へ様式を提出して作成を依頼してください。)

ウ 生活保護受給証明書(令和5年7月1日以降の発行日付のもの)

※令和5年1月1日現在、生活扶助を受けている場合に限りです。

2 課税証明書等を提出する方について

令和5年7月から令和6年6月分の就学支援金受給にあたり、所得確認書類として課税証明書等を提出する方は次について提出前に確認願います。

○ 所得判定基準額(確認願います！)

保護者等(全員)の令和5年度の「市町村民税の課税所得額(注)×6%－市町村民税の調整控除額」を合算した額が30万4,200円以上か未満かをご確認ください。

確認は、市役所・町村役場発行の令和5年度の課税証明書及び高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)で行ってください。

(注) 生徒等本人が早生まれ(H19.1.2～H19.4.1)であり、扶養親族控除の適用が他の同学年の生徒等よりも1年遅くなる場合は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額相当額から33万円を減じた額。

※保護者等＝親権者全員です。父と母の2名を基本としますが、離婚やDV等で親権者を1名で判定する場合や、親権者不在の際は親権者以外の「主たる生計維持者」「未成年後見人」で判定する場合があります。

【1】上記所得判定基準額が30万4,200円未満の方

上記(3)の提出書類①～③をご提出ください。期限までに提出がないと、授業料(令和5年7月～令和6年6月分)をご負担いただくことになりますので、必ず提出してください。

【2】上記所得判定基準額が30万4,200円以上の方

上記(3)の提出書類①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」のみを配付の封筒に入れて提出してください。後日、授業料納付のお知らせを送付いたします。

※判断が難しい場合には、事前に事務室までご相談ください。

学校使用欄		受理日	
-------	--	-----	--

高等学校等就学支援金（令和5年7月分～令和6年6月分）

届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート

※届出（申請）の有無にかかわらず全員（オンライン対応者除く）、チェックシートを提出してください。

提出期限は7月21日（金）です。提出日：令和5年 月 日

年・組・番号	生徒氏名	保護者氏名	日中連絡が取れる電話番号
年 組 番			

以下の該当する□にチェックを入れてください。

◎ 令和5年7月以降分の就学支援金の受給を希望しますか？

☐ 希望します ⇒以下、 <u>1</u> のうち該当する項目にお答えください。	☐ 希望しません ※ ここにチェックした場合は、令和4年7月から授業料を納付する必要があります。 ⇒以下、 <u>2</u> にお答えください。
--	---

1 令和5年7月以降、就学支援金の受給を希望する方

(1) マイナンバーを提出し、就学支援金の認定を受けている方

ア 保護者等の変更について

前回の提出時から保護者等の状況に変更がありますか。

（離婚・養子縁組・死別等による保護者等の変更が該当します。）

☐ 変更があります ⇒イ、ウにお答えください	☐ 変更ありません ⇒ウにお答えください
--	--

イ 変更内容をお答えください。※該当する番号に○を付けてください。

＜変更前＞前回申請時の状況	＜変更後＞今回申請する状況
1 親権者2名（両親）	1 親権者2名（両親）※養子縁組実施
2 親権者1名	2 親権者1名
3 主たる生計維持者 ※親権者以外の収入で認定	3 主たる生計維持者 ※親権者以外の収入で認定
4 未成年後見人	4 未成年後見人
5 生徒本人	5 生徒本人

・上記の事実発生日（離婚・養子縁組の成立日）

令和 年 月 日

ウ 課税地の変更について

前回の提出時から課税地（住民票の所在する市町村）に変更（海外への移転を含む）がありますか。（R5.1.1現在の住民票所在地がR4.1.1時点と異なる場合が該当します。）

☐ 変更があります ⇒エにお答えください	☐ 変更ありません
---	----------------------------------

エ 変更前及び変更後の課税地市町村をお答えください。（R5.1.1現在で住民票の所在する市町村）

＜変更前＞前回申請時の状況	＜変更後＞今回申請する状況
（例）水戸市	（例）土浦市

(2) 課税証明書等を提出し、就学支援金の認定を受けている方

(3) 現在、就学支援金の認定を受けていないが、今回申請を希望する方

このチェックシートのほか、「収入状況届出書」又は「受給資格認定申請書」と以下の書類を同封の封筒に入れ提出願います。

対 象	提出が必要な書類
市町村税の課税標準額に6%を乗じた額から市町村民税の調整控除額を差し引いた額が保護者等全員で30万4,200円未満の世帯	令和5年度の市町村民税の課税標準額及び調整控除額（令和4年分の所得に対する額を証明するもの）が確認できるもの。 ①、②のいずれかを提出 ① ☐ 「個人番号カード（写）等貼付台紙 ② ☐ 「令和5年度住民税（非）課税証明書」〈原本〉（市町村役場発行） ☐ 「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」（市町村役場記入） ◎保護者（親権者）がいない生徒の生計を維持している「主たる生計維持者」の書類を提出する場合は、上記①、②のいずれかのほかに扶養関係の確認のために、<u>生徒の健康保険証の写し</u>を提出してください。 （ただし、国民健康保険加入者は保険証の写しは提出不要です。） ☐ <u>生徒の健康保険証（写）</u>※親権者及び未成年後見人の方の提出は不要です。
生活保護世帯 ※R5.1.1現在生活扶助を受けている場合に限りです	☐ 生活保護受給証明書 ※令和5年7月1日以降に発行されたものを後日提出してください。 生活扶助以外の扶助（医療扶助、教育扶助等）のみを受けている場合は、上記①、②の書類のいずれかを提出してください。

【注 意】○ 提出いただいた課税証明書等の原本は、原則返却しません。返却を希望される場合は、提出の際にお申し出ください。

○ 提出期限までに書類の提出がない場合や、書類に不備がある場合などは就学支援金が支給されないことがあります。

2 令和5年7月以降、就学支援金の受給を希望しない方

☐ **届出しません** 現在就学支援金受給中の方で届出(更新)しない場合

☐ **申請しません** 現在就学支援金受給資格を有しない場合

※ 私は、就学支援金の所得基準に該当しない等の理由により、「収入状況届出書（受給資格認定申請書）」を提出しません。



上記いずれかにチェックした場合、令和5年7月から授業料を納付する必要があります。

このチェックシートのみ同封の封筒に入れて提出願います。

※「届出しません」又は「申請しません」にチェックした場合でも、今後の申請を妨げるものではありません。

◆マイナンバー提出用◆

年 月 日

茨城県立緑岡高等学校長 殿

高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな		
生徒の氏名	姓	名

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	茨城県立緑岡高等学校 全日制 普通・理数 科

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（１）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☐	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
	☐	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
	☐	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）
	☐	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
⑥	☐	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

（２）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	☐	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	--

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦)にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日	年 月 日	

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日	年 月 日	

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都 道 府 県	市 区 町 村
☐	日本国内に住所を有していない。

都 道 府 県	市 区 町 村
☐	日本国内に住所を有していない。

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入例・表面

◆マイナンバー提出用◆

現在就学支援金認定で引き続きマイナンバーにて届出を行う場合

令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

茨城県立緑岡高等学校長 殿

高等学校等就学支援金

提出日を記入してください。

☐ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☒ 収入状況届出書（2回目以降）

既
に
関
連

（注意！）確認の上、**両方**の口に✓印を必ず付けてください。
✓記入漏れがあると、就学支援金を支給できない場合があります。

者等の収入の状況
印を付けてください。）

次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	し え ん		た ろ う	
生徒の氏名	姓	支 援	名	太 郎

生徒の生年月日	平成18 年 12 月 14 日		住民票等に記載されている氏名を記入してください。
生徒の住所	〒310-△△△△ 茨城 都道府県 水戸 市区町村 笠原町〇-〇		
保護者等の電話番号	090-XXXX-0000		日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
保護者等の電子メールアドレス	0000@XXX.jp		
生徒が在学する学校の名称	茨城県立緑岡高等学校 全日制 普通・理数 科		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	(うち支給停止期間等)		
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	(うち支給停止期間等)		

記入例・表面

◆マイナンバー提出用

就学支援金非該当・未申請だったが、
令和5年7月にマイナンバー関係書類
を提出して受給資格認定を行う場合

和 ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日

茨城県立緑岡高等学校長 殿

高等学校等就学支援金

提出日を記入してください。

☒ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）

既
に
関
連

（注意！）確認の上、両方の口に✓印を必ず付けてください。
✓記入漏れがあると、就学支援金を支給できない場合があります。

者等の収入の状況
印を付けてください。）

次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）
☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の
支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	しえん	たろう
生徒の氏名	姓 支 援	名 太 郎

生徒の生年月日	平成18 年 12 月 14 日	住民票等に記載されている氏名を記入してください。
生徒の住所	〒310-△△△△ 茨城 都道府県 水戸 市区町村 笠原町〇-〇	
保護者等の電話番号	090-××××-0000	日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
保護者等の電子メールアドレス		
生徒が在学する学校の名称	茨城県立緑岡高等学校 全日制 普通・理数 科	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 茨城県立〇〇高等学校	令和〇年4月1日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 〇〇制〇〇科
②過去に別の高等学校等に在学していた	学校名 △△県立△△高等学校	平成〇年4月1日 ～平成△年3月31日 (うち支給停止期間等) 平成〇年6月1日 ～平成〇年9月30日	学校の種類・課程・学科 高等学校 △△制△△科

過去に支給停止期間等がある場合は記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

記入例・裏面

申請又は届出時点に
し、個人番号が記載さ
から⑦までのいずれかの

チェックボックスの該当箇所に必ず✓印を
入れてください。

カードの写
については次のとおりです。(次の①

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☒	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分(ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う ずれかの□にレ印を付けてくださ
	☐	家庭の事情とはDV、養育放棄、音信不通等を意味します。 その他の場合は学校までご相談ください。
③	☐	親権者の1人が、日本国 合
	☐	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの 写し等を添付できない場合 等
④	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人 (未成年後見人が複数選任されてい は財産に関する権限のみを行使すべ
	☐	未成年後見人が選任されている場合は、その 人数を記入してください。 (人である場合又 きます。)
⑤	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者 に変更がない場合
	☐	主たる生計維持者1名分(ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	☐	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受け ていない場合
	☐	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	☐	・2名分の個人番号カード(写)等(マイナンバー)を添付する場合は、2名とも記入してください。 ・この欄に記載した方の個人番号カード(写)等を「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼付け て提出願います。
---	--------------------------	--

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦)にレ印を付けた場合は不要です。

氏名 (ふりがな) しえん いちろう	生徒との続柄
支援 一郎	父
生年月日	(西暦) 1974年 1月 1日

氏名 (ふりがな) しえん はなこ	生徒との続柄
支援 花子	母
生年月日	(西暦) 1975年 1月 1日

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

茨城 都道 府県	水戸 市区 町村	茨城 都道 府県	水戸 市区 町村
-------------	-------------	-------------	-------------

※ 収入の修正申告や
除額の変更や離別
ありますので、必ず

令和5年1月1日時点での住民登録地(課税地)を記入してください。

◆記載された市町村にマイナンバーで税額照会を実施します。

調整控
ることが

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☒	就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学 校設置者に委任することを了承します。
-------------------------------------	--

確認の上、必ずチェック✓をいれてください。

(学校において記入。)

◆課税証明書等提出用◆

年 月 日

茨城県立緑岡高等学校長 殿

高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	茨城県立緑岡高等学校 全日制 普通・理数科

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	~ 年 月 日 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

☐ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	☐ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
(次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	☐	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		☐ ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		☐ ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		☐ ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		☐ ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。 学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- (2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。
- ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- ト 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号（その1）に代えて、この書類を提出すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入例・表面

◆課税証明書等提出

茨城県立緑岡高等学

就学支援金非該当・未申請だったが、
令和5年7月に課税証明書等を提出して
受給資格認定を行う場合

和 〇 年 〇 月 〇〇 日

高等学校等就学支援金

提出日を記入してください。

☒ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）既に
関係（注意！）確認の上、両方の口に✓印を必ず付けてください。
✓記入漏れがあると、就学支援金を支給できない場合があります。

者等の収入の状況

を付けてください。）

（以下の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の
支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の
「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	しえん	たろう
生徒の氏名	姓 支 援	名 太 郎

生徒の生年月日	平成18年12月14日	住民票等に記載されている氏名を 記入してください。
生徒の住所	〒310-△△△△ 茨城 都道府県 水戸 市区町村 笠原町〇-〇	
保護者等の電話番号	090-XXXX-0000	日中連絡のとれる電話番号を 記入してください。
保護者等の 電子メールアドレス		
生徒が在学する 学校の名称	茨城県立緑岡高等学校 全日制 普通・理数科	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 茨城県立〇〇高等学校	令和〇年4月1日 ～ (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 〇〇制〇〇科
②過去に別の高等学校等に在学していた	学校名 △△県立△△高等学校	平成〇年4月1日 ～平成△年3月31日 (うち支給停止期間等) 平成〇年6月1日 ～平成〇年9月30日	学校の種類・課程・学科 高等学校 △△制△△科

記入しないでください。

過去に在籍した学校がある場合は
記入してください。

過去に支給停止期間等がある場合は記入してください。

記入例・表面

◆課税証明書等提出用

茨城県立緑岡高等学校

前回の申請で課税証明書等を提出し、
認定になっており、今回の届出も課税
証明書等を提出して届出を行う場合

和 〇 年 〇 月 〇〇 日

高等学校等就学支援金

提出日を記入してください。

☐ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☒ 収入状況届出書（2回目以降）

既に
収入
状況
届出
書に
関す
る

（注意！）確認の上、両方の口に✓印を必ず付けてください。

✓記入漏れがあると、就学支援金を支給できない場合があります。

保護者等の収入の状況

を付けてください。）

（この事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の
支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	し え ん		た ろ う	
生徒の氏名	姓	支 援	名	太 郎

生徒の生年月日	平成18 年 12 月 14 日				住民票等に記載されている氏名を 記入してください。
生徒の住所	〒310-△△△△ 茨城 都道 水戸 市区 笠原町〇-〇 府県 町村				
保護者等の電話番号	090-XXXX-0000				日中連絡のとれる電話番号を 記入してください。
保護者等の 電子メールアドレス					
生徒が在学する 学校の名称	茨城県立緑岡高等学校 全日制 普通・理数科				

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	立	(うち支給停止期間等) 年 月 日 年 月 日	
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	立	(うち支給停止期間等) 年 月 日 年 月 日	

記入は必要ありません。

【2. 保護者等の収入の状況について】

記入例・裏面

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分(いずれかの□にレ印を付)

☐ 4月～6月(前年度の課税証明書等を添付) ☒ 7月～翌年6月(今年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点

(次の①から⑧までの□にレ印を)

チェックボックスの該当箇所に必ず✓印を入れてください。

書等については次のとおりです。

(2) - 1 次の保護者等

①	☒	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☒	親権者1名分(アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う場合、 □にレ印を付けてください。)
	☐	親権者の1人が控除対象配偶者 や加算支給の区分に影響がない場合
	☐	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
③	☐	未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人(未成年後見人が複数選任されている場合は財産に関する権限のみを行使する)
	☐	未成年後見人が選任されている場合は、その人数を記入してください。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分(アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	☐	生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	☐	主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
⑥	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
	☐	主たる生計維持者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していない場合 ・2名分の課税証明書を添付する場合は、2名とも記入してください。

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
支援 一郎	父	支援 花子	母

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚等により、収入や税額が変更となる場合があります。収入や税額が変更となる場合は、必ず学 確認の上、必ずチェック✓をいれてください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。学校受付日 年 月 日(学校において記入。)

殿

(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。)) については、下記の通りです。

____年度（____年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） _____ 円
- 合計所得金額 _____ 円
- 総所得金額等 _____ 円
- 扶養親族の合計 _____ 人（※同一生計配偶者を含む）
（内、16歳未満扶養者数 _____ 人）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 その他の障害 寡婦 ひとり親
勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 _____ 円
※市町村民税相当分

日付 令和____年____月____日

市区町村名 _____

担当部局課名 _____

公印※省略可

茨城 太郎 殿

(氏名)

記載例

高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。））については、下記の通りです。

令和5年度（令和4年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） 1,500,000 円
- 合計所得金額 5,000,000 円
- 総所得金額等 3,800,000 円
- 扶養親族の合計 2 人（※同一生計配偶者を含む）
（内、16歳未満扶養者数 1 人）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 その他の障害 寡婦 ひとり親
勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 1,500 円
※市町村民税相当分

日付 令和5年7月1日

市区町村名 〇〇市

担当部局課名 △△課

公印※省略可